



参庶文発第 35 号
令和5年 6月 6日

様

参議院事務局庶務部文書課長



事務局文書不開示通知書

令和5年5月1日付けの事務局文書開示申出書に記載された文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 不開示とした文書の名称

参議院インターネット審議中継録画の公開期限の撤廃に係る議会運営委員会理事会の一切の議事録（ただし、国会会議録検索システムで閲覧可能分を除く）

2 不開示とした理由

参議院議会運営委員会理事会の議事録は作成しておらず、保有していないため、不開示とする。

(注) 事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて苦情がある場合には、事務局が本通知を発出した日の翌日から起算して3月以内に、所定の書面にて、事務局に対して苦情を申し出ることができます。

(参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第13条、第14条及び第15条)

(担当) 文書課 電話03(3581)3111 (内線74007～74010)